

東京都児童育成手当に関する条例（昭和四十四年東京都条例第百九号）新旧対照表（抄）

障害手当	育成手当	支給対象	支給額	第一条から第七条まで (現行のとおり)	
				支給期	支給期間及び支払期
(現行のとおり) 〇円 二二、〇〇	(現行のとおり) 〇円 二〇、〇〇	育成手当支給 要件児童一人について月額	支給額	月	支給期
は、育成手当支給 要件児童又は障害手当支給要件児童が東京都規則で定める施設に入所しているときは、支給しない。	1 児童育成手当	支給制限その他			
障害手当	育成手当	支給対象	支給額	支給制限その他	支給期間及び支払期
(略)	(略)	支給額	月	支給制限その他	支給期間及び支払期
〇円 一五、五〇	〇円 二三、五〇	育成手当支給 要件児童一人について月額	(略)	支給制限その他	支給期間及び支払期
は、保護者の前年の所得(一月から五月までの月分の児童育成手当については、前前年の所得とする。)が、その者の所得に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」といいう。)並びに当該保護者の扶養親族等でない児童で当該保護者が前年の十二月三十一日に生計を維持したもののが有無及び数に応じて、東	1 児童育成手当	支給制限その他	月	支給制限その他	支給期間及び支払期

才 東京都規則で定める特殊疾病にり患している者	<p>備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一及び二 (現行のとおり)</p> <p>三 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 知的障害者であつて、精神発育の遅滞の程度が軽度以上であるもの イ 身体障害者であつて、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の別表第五号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、六級以上であるもの ウ (現行のとおり) エ 精神障害者であつて、精神の障害の程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める障害等級のうち、三級以上であるもの
-------------------------	---

(新設)	<p>備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一及び二 (略)</p> <p>三 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 知的障害者であつて、精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの イ 身体障害者であつて、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の別表第五号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、二級以上であるもの ウ (略)
------	--